

## 5 農林水産物及び加工食品に係る輸出環境整備について

国内では、少子高齢化の進行等により農林水産物・食品市場が減少傾向にある。一方で、アジア全体の市場規模は、所得水準の向上による富裕層の増加や人口増加等に伴い、平成21年の82兆円から平成32年の229兆円まで3倍に増加すると推計されている。我が国の農林水産物を成長産業にするためには、このアジアの食市場の成長を取り込むことが不可欠である。

このような中、国では、農林水産物・食品の輸出額を平成32年までに1兆円に拡大する目標を掲げ、重点施策として取り組んでおり、平成27年の輸出額は7,451億円と過去最高となった。

国ではオールジャパンによる農産物輸出拡大を進めているが、地方においても、地方創生や農業者の所得向上等を目指し、地方創生加速化交付金等を活用しながら、特産物を中心とした農産物の輸出拡大に取り組んでいる。

今後、さらに農産物の輸出を拡大していくためには、日本から比較的距離が近く、今後も経済成長が大きく期待される東南アジアへの輸出を強化することが重要であり、日本産に対するニーズが高い国はもとより国や品目を問わず輸出できるよう、輸出環境整備に集中的に取り組む必要がある。

平成28年2月4日に環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）が加盟12カ国により署名され、今後、関税撤廃による貿易自由化が進むことが見込まれる中、現状では、原発事故による輸入規制や動植物検疫条件の未設定等により、農産物の輸出ができない国もある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1 国の積極的な取組と地方の取組への支援

国の輸出目標達成のため、国自らが主体的かつ積極的に輸出環

境の整備に取り組むとともに、特産物を中心とする農産物の輸出拡大に向けた地方の取組への支援を拡充すること。

## 2 輸入規制の早期解除に向けた取組

科学的根拠に基づかないまま農林水産物及び加工食品に対する輸入規制を実施している諸外国・地域については、こうした規制が日本産農産物等の輸出に係る著しい障壁となっていることから、早急に規制措置を撤廃するよう国を挙げて全力で働きかけるとともに、その取組状況について、関係都県に対し、継続して情報提供を行うこと。

## 3 動植物検疫に係る協議の実施

検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、輸入解禁や条件緩和の実現のため、ベトナム、フィリピンをはじめとする東南アジア諸国と積極的に2国間協議を行うこと。